

# **新宮町人権教育・啓発基本指針**

**(改定版)**

令和3年3月改定

新 宮 町

# 目 次

第1章 はじめに	
1 基本指針改定の趣旨	1
2 基本指針の性格	1
3 基本指針策定の背景	2
(1) 国際社会における取り組み	2
(2) 国および県における取り組み	3
(3) 本町における取り組み	4
第2章 人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	6
(1) 学校教育における人権教育	6
(2) 社会教育における人権教育	9
2 人権啓発	10
(1) 町民に対する人権啓発	10
(2) 企業における人権啓発	11
3 特定職業従事者に対する研修	12
4 総合的かつ効果的推進	13
第3章 分野別施策の推進	
1 部落差別	15
2 女性	18
3 子ども	20
4 高齢者	22
5 障がい者	24
6 外国人	27
7 感染症患者等	29
8 犯罪被害者等	31
9 インターネットによる人権侵害	32
10 性的少数者	34
11 さまざまな人権問題	35
(1) 刑を終えた人や更生保護対象者等	35
(2) 生活困窮者等	35
(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等	35
(4) その他	35
第4章 推進体制等	
1 推進体制	37
2 関係団体等との連携	37
3 基本指針の見直し	37
資料	
用語解説	41
新宮町差別をなくし人権を守る条例	46
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
指針の改定体制・検討経過	50